

非農地通知後の対応について

御船町農業委員会事務局

この度、非農地申請された農地の判定が、非農地として判断されました。

今後の手続きについては

- ① 法務局へ電話予約する。(必要書類があるか伺う)



- ② 指定の日時に法務局へ伺う。(必要書類を提出)



- ③ 法務局指定日に現地確認。(連絡があります)



- ④ 法務局より地目変更通知

※ ③の法務局による現地確認が、無い場合もあります。

〒862-0971

熊本県熊本市中央区大江3丁目1-53

熊本法務局 不動産登記部門 096-364-2145

※電話は、音声対応になっておりますので、不動産登記部門まで進んでください。

御船町農業委員会事務局

TEL096-282-1607